

施策目標個票

(国土交通省24-④)

施策目標	海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する。	
施策目標の概要及び達成すべき目標	海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸浸食対策等を実施することにより、良港な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	良好な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成等のため、浚渫土砂を有効活用した効率的な海岸浸食対策や閉鎖性水域における水環境の改善、海運業界への直接的指導による海洋汚染防止対策等を実施しているところである。多くの業績指標において目標達成に向けた傾向が示されており、各施策は順調な推移を示している。 今後も施策目標の達成に向けた取り組みを継続していく。

業績指標	16 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	A-2	0件
	年度ごとの目標値	/	0件	0件	0件	0件	0件		/
	17 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	A-2	0隻
	年度ごとの目標値	/	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻		/
	18 過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約37.8%	-	-	-	37.76%	38.04%	B-2	約40%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	19 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		約6年	約7年	約7年	約7年	約7年	約7年	A-2	約7年
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	20 三大湾において水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約46%	-	-	-	46.2%	47.0%	A-2	約50%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
		※下段〈 〉書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,607	3,333
補正予算(b)	0			750	155	-
前年度繰越等(c)	4,171		1,215	1,119	-	-
合計(a+b+c)	9,778		5,298	8,360	6,748	-
	執行額(百万円)	8,503	4,135	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	1,215	1,119	/	/	/
	不用額(百万円)	60	45	/	/	/
		<2,610>	<3,924>	/	/	/

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円、25年度:19,594億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成25年6月14日)
-----------------	------------------------

担当部局名	港湾局	作成責任者名	海洋・環境課 (課長 津田 修一)	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----	--------	----------------------	----------	---------

業績指標 16

我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数

評価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成24年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

ナホトカ号油流出事故（平成9年1月2日）規模以上の被害を及ぼす海洋汚染・海上災害の件数

(目標設定の考え方・根拠)

ナホトカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成25年4月26日）

国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）などで扱われる「海洋汚染防止条約（マルポール条約）」等の国際約束を遵守する観点から、船舶からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出並びに廃油処理施設の確保など、適切な対応を図るとともに、プラスチック管理条約の発効に向けた準備を行う。（第2部2（2）ウ）

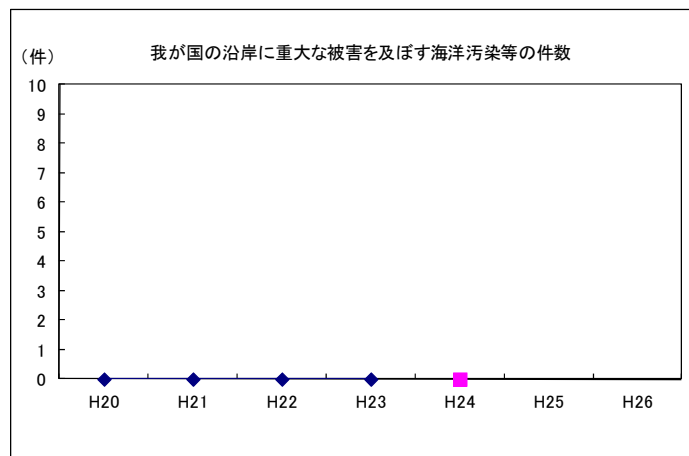
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・海洋汚染防止指導 海防法の周知徹底、船舶からの海洋汚染防止を巡る国際的な動向についての情報提供・意見交換等を行う。 予算額562千円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

海洋汚染防止指導事業の継続的な実施の結果、海運関係者等の間に海洋汚染防止に対する意識が浸透し、平成23年度に引続き平成24年度も0で移行しており、順調であると推測される。

(事務事業の実施状況)

平成24年度は、関東運輸局、九州運輸局等3カ所において、海洋汚染防止指導・講習会を開催し、活発な意見交換が行われた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の「0」を達成している一方、引き続き関係者等への海洋汚染防止指導を行い、今後も当該目標値を達成し続けていく必要があるため、A-2と評価した。

特に、船舶からの油等の排出要件やバラスト水及び船体付着物を通じた有害水生生物の越境移動による生態系破壊対策等に係る国際海事機関（IMO）での議論及びそれに伴う国内法令改正等の動向については、国民への影響も大きいことから、関係者に対して情報提供を重点的に行い、関係者への海洋汚染防止に対する意識の更なる浸透を図っていく必要がある。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局海洋政策課（課長 村田 茂樹）

業績指標 17

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数

評価

A-2	目標値：0隻（毎年度） 実績値：0隻（平成24年度） 初期値：0隻（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶（タンカーを除く。以下、同じ。）が我が国の領海又は排他的経済水域において油流出を伴う事故を起こした場合の当該外航船舶の船主責任保険の未加入隻数（なお、タンカーについては、国際条約に基づく基金による損害賠償保障制度が確立されていることから、本指標からは除いている。）

（目標設定の考え方・根拠）

我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正に基づき、平成17年3月以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから、次年度以降も保険未加入数0隻を目標とする。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）
さらに、我が国へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る。（第2部2（2）ウ）

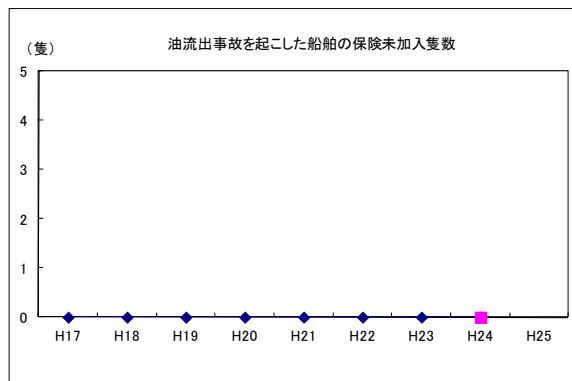
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○放置座礁船対策

「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外航船舶の船舶所有者等に、油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入を徹底させる。

予算額：当初予算 47百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

○外国船舶油等防除対策費補助金
やむを得ず地方公共団体が外国船舶の座礁等による排出油の防除等を行った場合に、当該防除等費用の一部について支援措置を講じる。
予算額：当初予算 15百万円（平成24年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数は0隻であり、順調である。

（事務事業の実施状況）

平成24年度も引き続き、「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外国船舶の船長等からの事前通報等により保険加入の有無を確認するとともに、同法の規定に違反する事実がある場合には、保障契約締結の命令等の是正命令を行い、是正措置を講じさせ我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の徹底を図った。

平成24年保障契約締結命令等発出件数 9件

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は0隻であり、A-2と評価した。これは、船舶油濁損害賠償保障法に基づく、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の義務付けが、船舶所有者等に十分浸透しているものと考えられる。

しかし、ひとたび無保険船による座礁等の事故が発生すると、海洋環境へ多大な影響を及ぼすとともに、油防除等に莫大な費用を要することから、引き続き放置座礁船対策を推進していく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局安全政策課危機管理室（室長 金子 純蔵）

業績指標 18

過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合

評 価	
B-2	目標値：約40%（平成28年度） 実績値：38.04%（平成24年度） 初期値：約37.8%（平成23年度）

（指標の定義）

過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積約4,000haの干潟のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

干潟の再生の割合=①/②

①：復元・再生した面積

②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で回復可能な面積

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標とし、当面の目標として平成28年度までに約4割（1,555ha）の干潟が再生していることを目標値として、平成24年度から平成28年度までに45haを再生する。

$1,555 / 4,000 \text{ ha} = 0.39 = \text{約}4\text{割}$

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 第四次環境基本計画（平成24年4月27日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進する。（第2部第1章第7節3）

- 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。（第3章戦略6③）

- 生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成を推進します。（第3部第1章9節）

閉鎖性海域の水質改善のため、干潟の保全・再生などの施策を推進します。（第3部第1章9節）

- 海洋基本計画（平成25年4月26日）

「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。（第2部9（3））

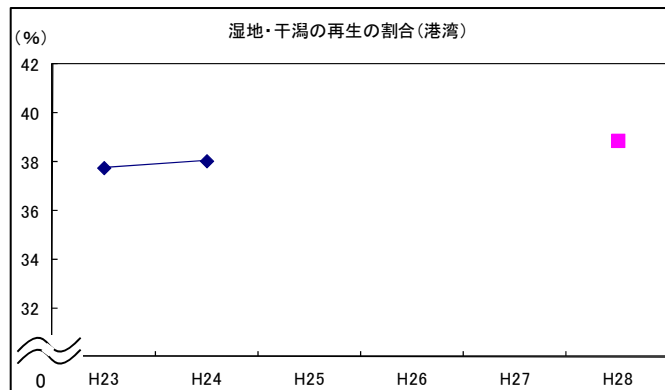
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
—	—	—	37.76%	38.04%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出
港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。
予算額：港湾整備事業費 1,685 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 13,475 億円の内数（平成 24 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 28 年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低いものの、自然再生事業等の実施により、平成 14 年度から平成 24 年度までに約 8 ポイントの進捗が図られており、干潟の再生割合は着実に増加している。

（事務事業の実施状況）

港湾整備事業等により、港湾において浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干拓等の保全・再生・創出を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

自然再生事業等は複数年かけて完了するものであるため、事業完了時点において干潟再生面積を計上する当該指標の現時点の進捗率はやや低いものの、引き続き施策を推進していくことにより、目標年度には目標を達成することは可能であり、「B-2」と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 25 年度）

なし

（平成 26 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 津田 修一）

業績指標 19

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数

評 価

A-2	目標値：約7年（平成24年度） 実績値：約7年（平成24年度） 初期値：約6年（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

廃棄物の受入期間の計画値から算出される各海面処分場における残余確保年数の平均値

（目標設定の考え方・根拠）

港湾整備において発生する浚渫土砂を、海面処分場にて計画的に処分していく必要がある。また、一般廃棄物に関して、内陸部における最終処分場の確保が困難になってきていることから、都市部を中心に海面処分場への依存度が高くなっている。そのため、内陸部における最終処分場だけでは対応できない廃棄物等を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れていく必要がある。このようなことから、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要がある。

海面処分場について、平成19年度に整備中の事業に加えて、新規整備などの対策を講じない場合、海面処分場の全国平均した残余年数は平成19年度において約6年のところが、平成24年度には約4年となってしまふ。また、通常、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに平均して約7年の年数が必要である。よって、廃棄物処分の逼迫した状況を回避するためには、海面処分場を計画的に整備し、残余年数を概ね7年以上確保することから、目標値を約7年と設定した。

（外部要因）

内陸部においては廃棄物の最終処分場の確保が困難になってきている。また、最終処分場に係る環境規制等の強化を受け、海面処分場の維持管理及び跡地利用に係る港湾管理者の負担が増加している。

（他の関係主体）

- 環境省（廃棄物行政を所管）
- 港湾管理者（事業主体）
- 市町村（一般廃棄物の処理責任者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日）
 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。（第5章第2節6（2））
- ・環境基本計画（平成24年4月27日）
 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。（第2部第1章第6節）
- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）
 港湾の整備に伴うしゅんせつ土砂や循環利用できない廃棄物等について、可能な限り減容化するとともに、最終的に処分するための海面処分場を計画的に整備する。特に、大阪湾圏域の廃棄物は大阪湾内の海面処分場で広域処理し、首都圏の建設発生土は港湾建設資源の広域利用促進システムの活用により、全国の用地造成等に用いる。（第2部4（3））

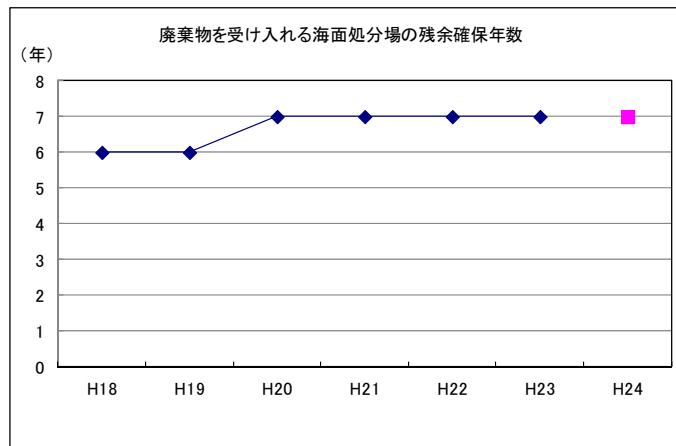
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
約7年	約7年	約7年	約7年	約7年	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・廃棄物埋立護岸の整備

都市部を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県168市町村（平成25年3月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。

・循環型社会形成推進のための港湾法等の改正

陸上処分場に対する国の支援との均衡を図り、海面処分場の計画的な整備を更に推進するため、港湾法等を平成19年6月に改正し、廃棄物埋立護岸等の整備にかかる国の負担割合を4分の1から3分の1に引き上げた。

・海面処分場の延命化

浚渫土砂の有効利用を促進し、減量化された廃棄物を受け入れるほか、延命化対策を実施することにより、海面処分場の長寿命化を図る。特に逼迫が著しい首都圏については、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等で建設資材として活用するなど、広域利用を推進する。

予算額：港湾整備事業費1,685億円（国費）及び社会資本整備総合交付金13,475億円の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の実績値は約7年となり、目標年度における目標値を達成した。今後も引き続き、必要な廃棄物埋立護岸の整備や延命化対策を実施する。

（事務事業の実施状況）

港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、浚渫土砂の有効率用を促進し、減量化された廃棄物を受け入れるほか、延命化対策を実施することにより、海面処分場の長寿命化を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の実績値は約7年となり、目標年度における目標値を達成した。今後も引き続き廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 津田 修一）

業績指標 20

三大湾において水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合

評価

A-2	目標値：約50%（平成28年度） 実績値：約47%（平成24年度） 初期値：約46%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域（3,000ha）のうち、改善した割合。（底質改善を実施した面積）／（底質改善が必要な区域の面積）

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標とし、当面の目標として平成28年度までに約50%（1,500ha）の区域が改善していることを目標として、平成24年度から平成28年度までに115ha（深掘跡埋め戻し75ha、覆砂等40ha）を改善する。

$$(1,384\text{ha} + 115\text{ha}) / 3,000\text{ha} = 0.5 = \text{約}50\%$$

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第4次環境基本計画（平成24年4月27日）
閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進する。（第2部第1章第7節3）
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
閉鎖性水域の水質汚濁対策の推進。（第3章戦略6③）
- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）
港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、深掘跡の埋め戻しを推進します。（第3部第1章9節）
汚染の著しい海域などにおいて、覆砂などの水質浄化対策を推進します。（第3部第1章9節）
- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）
「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。（第2部9（3））

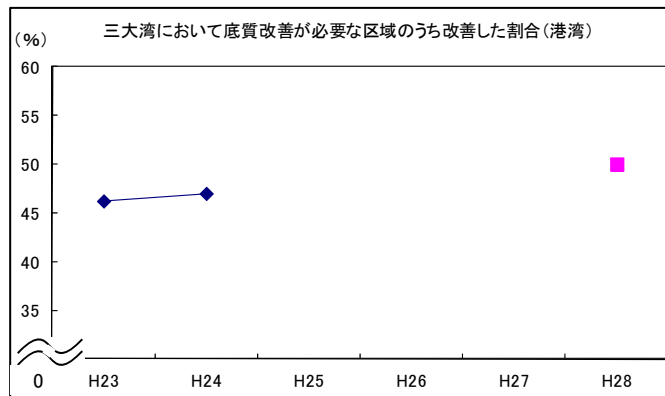
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	46.2%	47.0%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・港湾空間における自然環境の保全・再生及び創出

港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施。

予算額：港湾整備事業費 1,685 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 13,475 億円の内数（平成 24 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

深掘跡の埋め戻し、覆砂等の取組により、底質改善された割合は着実に増加している。平成 24 年度までに 1,407 ha を改善した。平成 23 年度から平成 24 年度まで 0.8 ポイント改善しており、このトレンドだと目標達成が可能となる。

（事務事業の実施状況）

港湾整備事業等により、港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現在のトレンドが継続すれば目標を達成するため A-2 と評価した。引き続き深掘跡の埋め戻し、覆砂等を推進していく。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 25 年度）

なし

（平成 26 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 津田 修一）